



青峰学園進路だより

令和6年9月19日

東京都立青峰学園校長

吉池 久

文責 遠藤 遥

夏休みが終わり、今年度も半年が過ぎようとしています。前期前半は、希望と緊張を胸に入学した新1年生も、社会見学や移動教室を経て、集団で活動するための行動規範の遵守や協調性の大切さを知り、改めて自己理解を深める機会になりました。

また、就業技術科2年生は、多くの生徒が1社目の現場実習を終え、自分の強みや課題が見えてきたと思います。就業技術科3年生、高等部3年生は、卒業後に向けて充実した夏休みを過ごせたことと思います。

9月以降は、どの学年も様々な行事や新たな実習等、自分自身と向き合い挑戦していく場面が増えます。

一人一人が、自己の課題と向き合いながら、将来のことを考えよりよい自己選択ができるように、教職員一同全力を尽くして参ります。

さて、今年度の進路だより第1号は、福祉サービスや就労に関する知識など、進路学習会で提出していただいたアンケートをもとにQ&A方式でお答えして参ります。

第1回保護者向け進路学習会の報告

第1部は、青梅市健康福祉部 障がい者福祉課 係長 笹木 真土様、田中 慎也様による、「障害福祉サービス等の利用について」講演を行っていただきました。

第2部は、ハローワーク青梅 専門援助部門統括職業指導官 五十嵐 大祐様、雇用指導官 小八重 徹様 就職支援コーディネーター 細谷 光江様から「特別支援学校における就職への流れ」、「ハローワークとの連携」、「重度知的障害者判定」、「障害者雇用制度と障害者雇用の現状」、「働くために必要なこと」についての講演を行っていただきました。

進路学習会で提出していただいたアンケートの質問をもとに、お答えさせていただきます。

<グループホームの入居について>

Q：グループホームを利用し、就労する場合、定年になった際の住居は保証されますか。

A：障害者グループホームの対象者は、障害支援区分の程度に制限はありません。18歳以上65歳未満の方を対象にしています。17歳以下でも児童相談所が利用を認めている場合や65歳以上まで障害者福祉サービスを利用していた方は、65歳を過ぎても利用できる場合があります。グループホームは、主に3つのサービス型に分けられます。

- 介護サービス包括型：主に夜間や休日において、入浴、排せつや食事の介護などのサポートが必要な方を対象としたグループホーム。
- 外部サービス利用型：主に夜間や休日において、利用者の相談や日常生活のサポート・援助を提供するグループホーム。委託契約を結んだ介護業者によってサービスが提供される。
- 日中活動サービス支援型：夜間や休日だけでなく、日中も介護が必要な方を対象としたグループホーム。

(参考：困ったときに役立つ 特別支援学校進路指導担当者向けQ&A集)

<サービスの相談について>

Q：支援について相談する場合は、住んでいる自治体になりますか。

A：お住まいの自治体に相談してください。

(例えば、青梅市に通学、通勤していても、住んでいる場所が羽村市であれば、羽村の市役所の福祉課に相談することになります。)

(参考：青梅市障がい者福祉課サービス給付係“障害福祉サービス等の利用について”)

<計画相談事業所・障害児相談支援事業の受給者証について>

Q：受給者証を作成する際、事業所での計画相談なしに受給者証を作成することはできなくなってしまったのでしょうか。

A：現在は、法改正により障害者福祉サービス（受給者証）または、通所支援（ピンク色の受給者証）を受けるすべての方は、今後サービスを受けるにあたり、「計画相談支援」又は「障害児相談支援」を併せて受給することになりました。よって計画相談を受ける必要があります。

(参考：青梅市障がい者福祉課サービス給付係“障害福祉サービス等の利用について”)

<18歳以降の世帯と手続きについて>

Q：現在は同一世帯ですが、18歳以上になった場合、別世帯として扱われてしまうのでしょうか。またその際、何か手続きが必要になりますか。

A：「18歳以上の方については、本人及び配偶者のみを「世帯」とします。」とあります。住居や施設等において、居住系サービスを受ける場合は、世帯を分ける必要があります。今の住居から通勤する場合は世帯を分ける必要はありません。

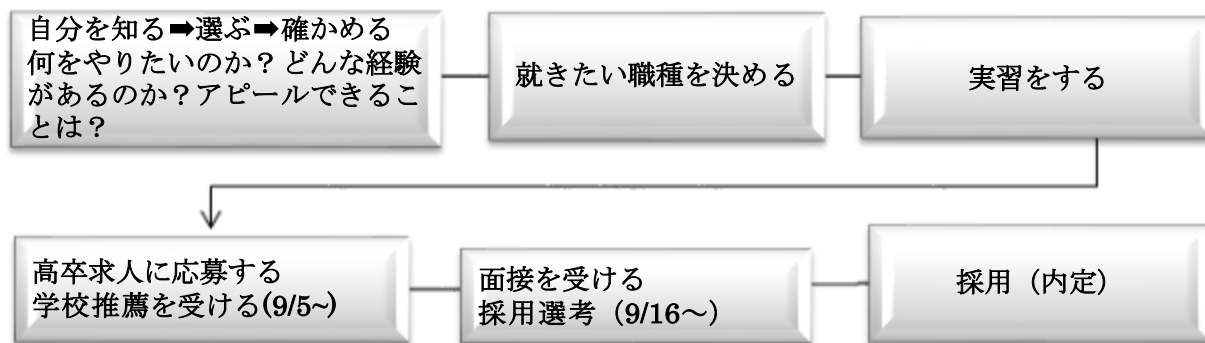
(参考：青梅市障がい者福祉課サービス給付係“障害福祉サービス等の利用について”)

<インターンシップをしていない企業の就職について>

Q：インターンシップをしていない企業への就職は難しいですか。

A：基本的に、1年生のインターンシップや2年の現場実習で行った実習先から3年生で就職先を決める実習を経て求職登録、再度実習、採用選考、採用（内定）という流れになります。

<特別支援学校の就職までの一連の流れ>



(参考：ハローワーク青梅 専門援助部門 “働くために大切なこと”)

Q：ハローワーク専門援助部門の対象者や相談の形態など詳しく教えてください。

A：ハローワークの専門援助部門は、障害者専門窓口となっています。基本的に手帳取得者対象となっています。手帳を取得して障害者雇用の就職時の窓口となっているとの解釈でよいでしょう。相談は、基本的に本人です。保護者同伴の場合も、本人の言葉で状況説明ができると良いです。離職した場合の相談については、学校とハローワーク両方に相談が可能です。基本はハローワークです。

学校は、卒業してからも定着支援は行っていきます。離職した場合の次の就職先を探すのは、ハローワークです。職場で困った事の相談を学校にするのも可能ですが、「就労支援センター」では就職についての不安の相談や履歴書の添削などの、就職へ向けての支援を受けることができます。

Q：今までセルフプランでも放課後等デイサービス、日中一時支援事業の利用ができましたが、これからは相談支援事業所を入れないと利用できないのか。(相談支援事業所の空きがなくて困っているため)

A：現在は、法改正により障害者福祉サービス（受給者証）または、通所支援（ピンク色の受給者証）を受けるすべての方は、今後サービスを受けるにあたり、「計画相談支援」又は「障害児相談支援」を併せて受給することになりました。そのため、相談事業所を入れないと利用できなくなりました。

<特別支援学校の就職までの一連の流れで抑えて欲しいこと>

障害者雇用での就職、つまり**指定校求人**を受けての採用になります。学校生活を規則に従って送ること（安定した登校、授業態度、生活態度）がしっかりできていなければ、校長先生の決定による推薦ができません。そこで、大切になってくることは**学校生活の基盤**です。今一度自身の態度を見直してみると良いでしょう。本校は、生活指導検定やライフセルフスキルチェックというものがあり、自身の課題を振り返ることができます。生活指導検定の合格を目指しましょう。

また、就職がゴールではなく職場定着ができるかが肝心です。短期間の間にやめてしまっは元も子もありません。働き続けることが重要です。

在校生のうちからしっかりと自己理解をしていき、自分がやりたい仕事や力を発揮できる仕事は何なのかを明らかにしていくことが大切です。

御家庭でも、まずはお手伝いから、「責任」をもたせて役割を与えていただけると良いでしょう。

また、広い視野で様々なことに挑戦し、資格取得や部活動等で活躍をしていけると、自信にもつながりますし、履歴書に書くことができます。

御家庭でも2年生の3月頃までには、本人と将来の方向性についてよく話し合う時間を設けていただき、本人、保護者が同じ方向を向いて歩み進んでいけることが大切です。

そして、保護者が本人の言葉を代弁するのではなく、本人の言葉で自分の気持ちを説明できるようにさせていただけると幸いです。

また、自分の好きなことややりたいことを見付けたり、自分なりの表現方法で、自分の意志を相手に伝えたりすることができるようになっていけることも大切です。自ら、支援を依頼する、支援を受け入れることも大切になってきます。

両部門に言えることとして、生涯にわたって心豊かな人生を送っていくためには、働く力だけではなく、暮らす力、楽しむ力といった生きる力、ライフキャリアを学校時代にバランスよく育てていくことが大切です。特に、「楽しむ力」は生きる活力や働く意欲につながります。人は、人生を楽しむために働いているようなものなので、これをなくしては、職業生活は維持できないのです。

(出典：渡邊 昭宏 “余暇支援・意思決定支援×ライフキャリア教育”)

人生は、一度きりです。今この瞬間を大切にし、一日一日を大事にまた、未来の自分のために一生懸命目の前のことに全力を尽くしてほしいと思います。教職員一同応援しています。気になることは、いつでも担任や連絡帳を通じてでも構いませんので、お気軽にお尋ねください。

第一回進路学習会の動画は以下のQRコードから御覧になれます。併せて御活用ください。



第2回進路学習会について

日程が変わりました。

日時：10月24日(木) → 11月7日(木)

場所：「H.U.キャスト株式会社 あきる野事業所」

後日、詳細を別紙にて配布します。
御覧ください。